

京都市告示第171号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成11年7月26日付で認可した御所ノ内町南部町内会、平成9年3月14日付で認可した醍醐北団地会、平成31年2月18日付で認可した上阿達町中部町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年5月20日

京都市長 松井 孝治

変更があった事項及びその内容

1 御所ノ内町南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	北村 信幸	福田 敬之
代表者の住所	京都市東山区福稲御所ノ内町 22番地15	京都市東山区福稲御所ノ内町 11番地7

2 醍醐北団地会

	変更前	変更後
代表者の氏名	高橋 さゆり	治田 紫乃
代表者の住所	京都市伏見区醍醐古道町 14番地10	京都市伏見区醍醐大高町 14番地の2

3 上阿達町中部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	村上 弘一	岩田 康伸
代表者の住所 及び所在地	京都市左京区吉田上阿達町 10番地	京都市左京区吉田上阿達町 10番地

(文化市民局地域自治推進室)